

平成 25 年度民間賃貸借上住宅等入居者健康調査実施要領

1 調査の目的

民間賃貸借上住宅での生活が長期化するに伴って、様々な健康問題の発生が懸念されることから、入居者の健康状況を把握し、要フォロー者を必要な健康支援事業に結びつけるとともに、施策展開の基礎資料とする。

なお、これまでの健康調査結果から、高齢者に健康課題のある割合が高いこと、被災時と異なる市町村に居住している世帯の状況の把握が難しいことから、平成 24 年度、平成 25 年度健康調査のどちらにも回答がなく、かつ被災時と異なる市町村に居住する 65 歳以上の高齢者については、訪問等により健康状況を確認し調査票の回収を行う。

2 調査主体 宮城県・市町村の共同実施

(役割分担)

県 : 調査の企画, 調査票の作成, 調査票の配布回収, 未回答高齢者への訪問等による聞き取り, 調査結果の入力・分析, 市町村による要確認者の確認及びフォローの支援

市町村 : 調査票の配布回収 (公営住宅等の一部), 要確認者の確認及びフォロー

3 調査時期 平成 25 年 11 月から平成 26 年 2 月まで

* 配布時期は、11 月又は 12 月とし、市町村の希望による選択とする。

4 対象者 県内に所在する民間賃貸借上住宅 (雇用促進住宅含む) の入居者

(民賃 18,236 世帯 (H25. 8. 31 現在),

雇用促進住宅入居者 311 世帯 (H25. 6. 30 現在))

* 国家公務員宿舎, 公営住宅等の入居者も、市町村の希望に応じて対象とする。

5 調査方法

(1) 調査票の配布・回収

原則として郵送による配布・回収とする。

ただし、国家公務員宿舎, 公営住宅等の入居者は、市町村による配布・回収とする。

(2) 未返送者への対応

① 未返送者のうち平成 24 年度調査で回答がなく、かつ、被災時と異なる市町村に居住する高齢者に対しては、市町村の意向を確認の上、個別訪問等による聞き取りを行う。

なお、訪問は、事前に研修を受けた健診団体の看護師が実施する予定である。

② ①以外の未返送者については、再郵送により回答を促す。

6 調査項目

(1) 個人属性 (氏名, 性別, 生年月日, 世帯主・続柄, 職業)

(2) 健康状況

① 身体的状況 (健診の受診状況, 体調, 疾病の状況, 治療の状況)

② 心理的状況 (K 6, 睡眠・心の動揺・飲酒・食欲・体重変化の状況, 相談相手の有無)

- ③身体活動・社会性の状況（体を動かす機会の変化，行事への参加の有無）
- ④福祉制度の利用状況（要介護認定，障害者手帳の有無，サービス利用の有無）

7 対象者への配布物

(1) 調査関係資料（別添資料 1）

- ①調査票等送付用封筒
- ②依頼文（1回目発送用）
- ③依頼文（再発送用）
- ④平成 25 年度健康と生活に関する調査票（窓付き）
- ⑤平成 25 年度健康と生活に関する調査票（窓なし）
- ⑥平成 25 年度健康と生活に関する調査票（記入例）
- ⑦返送用封筒

(2) 啓発資料（別添資料 2）

- ①平成 24 年度民間賃貸借上住宅等入居者健康調査結果概要
- ②塩 eco パンフレット
- ③運動に関するパンフレット
- ④風しんパンフレット
- ⑤心のケアに関するパンフレット（仙台市除く）
- ⑥心のケアに関するパンフレット（仙台市用）
- ⑦心のケアセンターパンフレット（仙台市除く）
- ⑧仙台市こころの絆センターパンフレット（仙台市用）
- ⑨禁煙に関するパンフレット

8 要確認者の基準の設定

要確認者を抽出する基準及び優先順位は，次の項目を目安として市町村が定めるものとする。

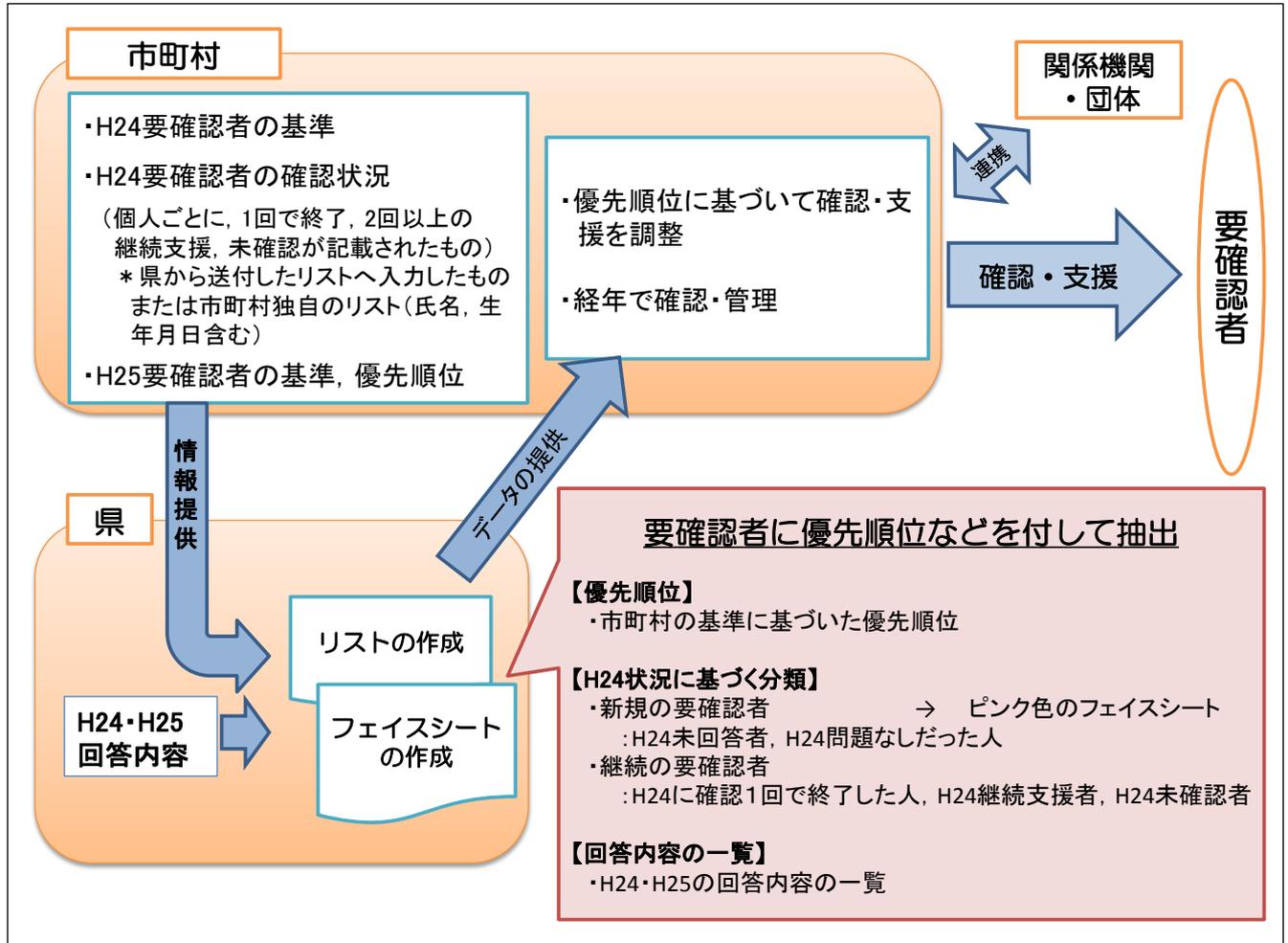
- ①K6：13 点以上
- ②朝昼から飲酒
- ③治療中断
- ④独居高齢者

9 県による調査結果の取りまとめと市町村へのデータ提供

(1) 市町村は、調査実施前に次の情報を県に提供するものとする。

- ①平成 24 年度調査における要確認者の基準
- ②平成 24 年度調査における要確認者の確認状況
- ③平成 25 年度調査における要確認者の基準及び優先順位

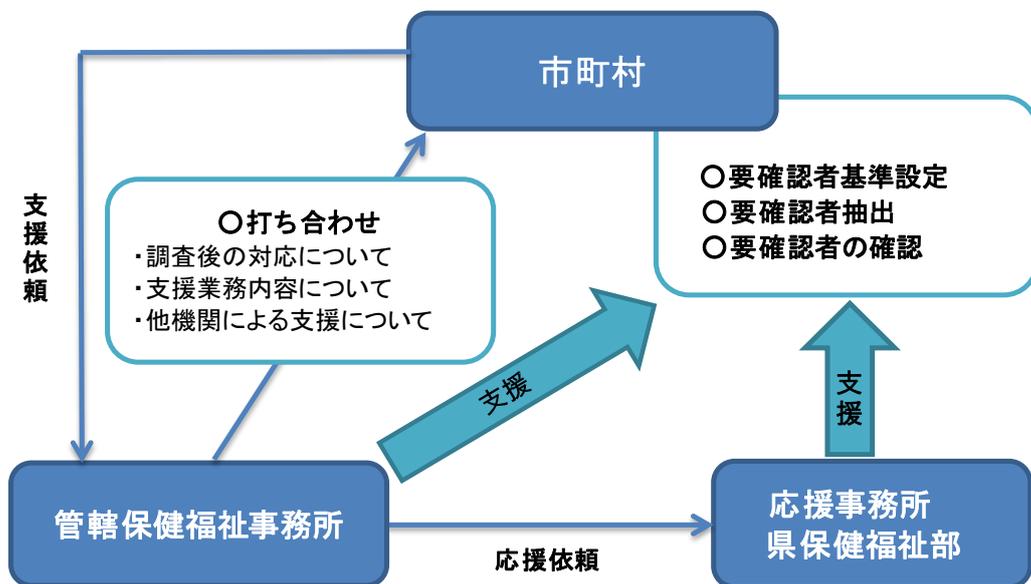
(2) 県は、すべての回答者の回答内容を電子データ化（エクセルファイル）して市町村に提供する。また、(1)の情報並びに平成 24 年度及び平成 25 年度の調査結果を基に、優先順位、平成 24 年度の回答・支援状況及び平成 25 年度の回答状況を付した要確認者一覧及びフェイスシート（別紙）を作成し、市町村に提供する。



10 要確認者の確認及び確認終了後における県保健福祉事務所による支援

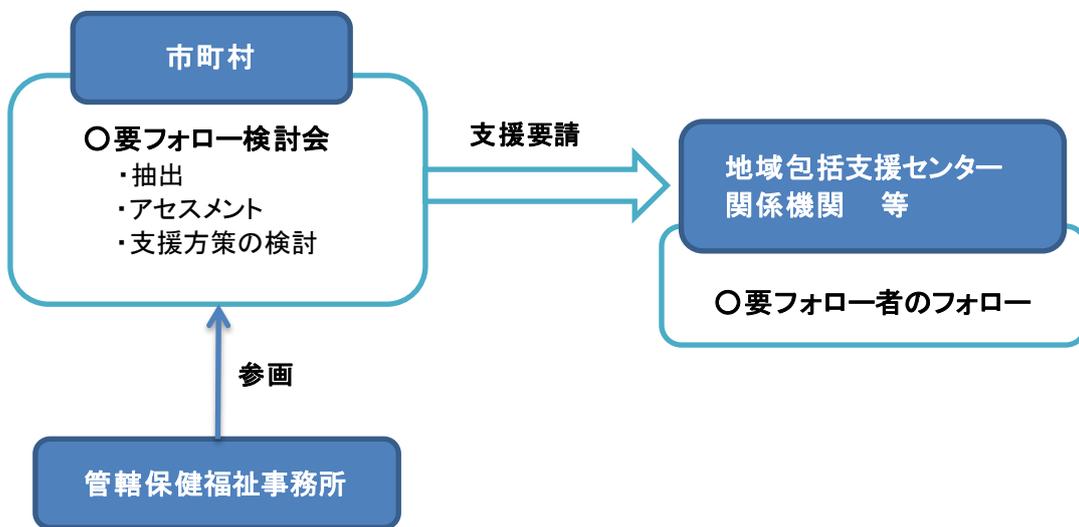
(1) 要確認者の抽出・確認に係る支援

市町村の要請に応じて、管轄保健福祉事務所又は応援保健福祉事務所の保健師等が要確認者基準の設定、要確認者の抽出及び確認を支援する。



(2) 確認作業終了後の支援

市町村の要請に応じて、要フォロー者の検討会に参画し、技術的に支援する。



1 1 確認状況等の報告

市町村は、要確認者の確認状況等を県に報告するものとする。

(1) 報告内容

① 要確認者の数

②-1 確認の結果、フォローを必要とする者の数
(2回以上の連絡・支援が必要と判断した者の数)

②-2 確認の結果、フォローを必要としない者の数
(1回の確認で問題なしと判断し、終了となった者の数)

②-3 未確認者の数

(2) 報告時期 (予定) 平成 26 年 6 月末現在の状況を 7 月上旬に報告